

適切な施設の耐震基準 について

平成28年11月24日
指定都市市長会
まちづくり・産業・環境部会

3-1 新たな施設の耐震基準の設定について

1 背景

○平成28年4月の熊本地震においては、耐震改修済みの体育館なども被害を受け、避難所として使えない状態となった。

○現行の建築基準法で定める耐震基準は「大地震に際し人命に被害を及ぼすような崩壊はさせない」というものであり、被災後に継続して使用できることまでは要求していない。

2 課題

○震災時における災害応急対策施設や、震災後に多数の者が利用する公共建築物は、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が必要とされ、耐震性の向上が必要である。

3 議論の方向性

○次のような要望を国に対して行う

「震災時に特に重要となる公共建築物の構造体や非構造部材等における耐震性能の向上に向け、基準・制度・施策の充実強化を図ること」

【内容】

○地方自治体が構造体や非構造部材等における耐震性能の向上を図れるようにするため、その用途の重要性に応じた耐震安全性の目標や、目標に応じた耐力の割増し等の基準をガイドライン化すること。

○またそれに伴う地方負担額の増加に対する必要な財政措置の充実を図ること。

要望のポイント

- ① 震災時に重要となる公共建築物は、その用途の重要性に応じた、耐震安全性の目標を明確にする。
 - ・ 国機関の建築物においては、施設の「耐震安全性の目標」が示されているが、地方自治体の建築物においても、「耐震安全性の目標（構造体、非構造部材、設備を含む）」を明確にする必要がある。
- ② 公共建築物は施設の耐震安全性の目標に応じた、耐力の割増しをする。
 - ・ 熊本地震被害分析委員会の最終報告では、建築基準法の現行の耐震基準は「おおむね妥当」との判断となり、国土交通省による耐震基準の大幅な見直しは見送られそうである。一方、建築基準法では被災後に継続して使用できることまでは要求していないことから、被害を軽減し機能維持させるために、耐力の割増しが必要である。（※ 耐力：地震力に対し、構造体等の部材が耐える力。）
- ③ 上記①②について、地方自治体が共通の認識として構造体や非構造部材等における耐震性能の向上を図れるよう、ガイドラインを整備する。
 - ・ 国の機関においては、「耐震安全性の目標」や「耐力の割増し」が法制化（国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準 平6建告2379）されている。一方、地方自治体の施設については、各市町の独自判断により運用されていることから、施設の重要性について明確にし、公共建築物の耐震性の向上を図れるようガイドラインを整備する。
※ガイドラインの整備に関しては、地方自治体の意見を聞く場を設けること。
- ④ 上記①②に基づき行う耐震性能の向上に伴う地方負担額の増加に対する、必要な財政措置の充実を図る。
 - ・ 耐震安全性の向上は建築工事費の増加が予想され、新築や改修に際し各種の交付金や補助金の利用が必要となるが、上限額の緩和や㎡単価の見直し等の必要な財政措置を要望する。